

## 第46回足利尊氏公マラソン大会 物産ブース出店要項

### 1. 趣 旨

第46回足利尊氏公マラソン大会を開催するにあたって、物産ブースの運営等について定めるもの。

### 2. 開催日時

令和5年11月5日（日）午前7時～午後1時予定

### 3. 主 催

第46回足利尊氏公マラソン大会実行委員会

足利市教育委員会事務局 市民スポーツ課内：☎0284-20-2232

### 4. 問合せ先

足利市産業観光部観光まちづくり課：☎0284-20-2165

### 5. 会 場

足利市総合運動場（足利市田所町1123）

※エコアールグリーン球場（足利市総合運動場軟式野球場）の東側スペース

### 6. 来場予想 6,000人

### 7. 内 容

(1) 出店数は10程度とする。

(2) 出店者によるガソリン式発電機の使用は、可とする。ただし、別紙「火気取扱に関する注意事項」を遵守すること。

### 8. 出店について

(1) 出店料

①テント等を希望する市内業者の場合【3.6m×2.7m】

**20,000円**

主催者負担

テント設営・小間装飾費（テント、テーブル【0.6m×1.8m】2、椅子2、店名表示板）の会場共通経費及び申請手続等

出店者負担

上記以外の必要経費

②テント等を希望する市外業者の場合【3.6m×2.7m】

23,000円

主催者負担

テント設営・小間装飾費（テント、テーブル【0.6m×1.8m】2、椅子2、店名表示板）の会場共通経費及び申請手続等

出店者負担

上記以外の必要経費

③テント等を希望しない市内業者の場合【3.6m×2.7m】

5,000円

主催者負担

店名表示板及び申請手続等

出店者負担

テント設営・小間装飾費（テント、テーブル、椅子）の会場共通経費、その他必要経費

④テント等を希望しない市外業者の場合【3.6m×2.7m】

8,000円

主催者負担

店名表示板及び申請手続等

出店者負担

テント設営・小間装飾費（テント、テーブル、椅子）の会場共通経費、その他必要経費

(2) 出店の条件

① 「火気取扱に関する注意事項」を遵守すること

② 酒類の販売は不可とする

③ 下記スペース内で出店できること

1ブース当たり：間口3.6m×奥行2.7m

④ 各店舗の出店場所は主催者一任とする

※出店希望多数の場合は市内出店者へ優先します。市内出店者を優先してもなお多数の場合、抽選により決定します。

出店の可否は9月5日(火)午後2時から足利市役所教育庁舎4階会議室で開催する主催者による抽選会にて決定します。なお、抽選会は自由に見学することができます。

⑤ 本要項及び主催者の指示を遵守すること

⑥ 下記のいずれにも該当しないこと

1. 暴力団又は暴力団員等
2. 暴力団員等を雇用している者
3. いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
4. 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者
5. その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(3) 出店申込方法

別添の出店申込書、出店略図（火気を使用する場合）、取扱食品概要書（9. 本イベントの進め方（3）に該当する場合）に必要事項を記載の上、

足利市産業観光部観光まちづくり課あて

令和5年9月1日（金）午後5時必着にて提出してください。

FAX、メールにてご提出の方は、受信確認のためお電話にてご連絡をお願いします。

足利市産業観光部観光まちづくり課	
足利市本城3丁目2145 本庁舎別館2階	
☎	0284-20-2165
FAX	0284-20-2207
メール	kankou@city.ashikaga.lg.jp

9. 本イベントの進め方

(1) 全体のスケジュール（予定）

9月	5日	14:00～15:00	抽選会（希望多数）
11月	5日	～ 7:00	各出店者搬入・設営（時間厳守）
		7:00～13:00	販売時間
		13:00～15:00	撤収

(2) 販売料金

現金での販売に加え、可能であれば、電子マネー等の非接触型決済を導入する。

(3) 飲料の販売について

希望者は、下記のとおり手続き願います。（スープの類もこれに含めます）

**【ソフトドリンク等を1、2種類販売する場合】**（甘酒はソフトドリンク扱）

○ 缶や瓶、サーバーからコップ等に注いで販売する場合

☆ 取扱食品概要書に記載し提出願います

- 缶や瓶のまま販売する場合
- ☆ 特に手続きは必要ありません
- ※酒類は不可とします

(4) 出店ブースの装飾について

- ①各出店者がのぼり・看板等により装飾することは可とする。
- ②他の出店ブースや通行の妨げになるような過大な装飾は不可とする。
- ③各自でイス・テーブルを持ち込むことは可能であるが、出店ブースの枠内に収めることとする。
- ④バックヤードとして出店ブース裏のスペースを使用することは可能だが、屋根はなく、またスペースに限りがあるので留意すること。

## 10. 注意事項

- (1) 次の行為については、全て禁止事項とし、場合によっては出店のお断り、失格処分等にする場合がある。これにより生じた損害について、主催者は一切の責任を負わないものとする。
  - ①出店申込者以外の出店（又貸し）
  - ②販売ブース以外での販売
  - ③拡声器（マイク）の使用。鳴り物は、大きな音が常時出るものは不可とする。
  - ④その他主催者の指示に従わない場合
- (2) 販売等ブースの運営は出店者が責任を持って行うこと。衛生面（特に食中毒対策）、火気の扱い、ブースの装飾や運営、スタッフ管理、接客対応等安全管理に十分配慮すること。
- (3) 自ブース内のごみ・残材・廃棄物等は、各出店者にて持ち帰ること。来場者等から搬出されるごみ類については、主催者にて処理する。
- (4) 出店者は、自己の責任と費用において、出店ブース内への搬入出と出店物の管理をすること。主催者は、天変地異その他不可抗力の原因による場合を含め出店物に関する一切の事故について、その責任を負わない。
- (5) 金銭の管理に関しては、各出店者が責任を持って行うこと。主催者は一切責任を負わない。
- (6) 出店者の行為により事故等が生じた場合は、出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切責任を負わない。
- (7) 午前7時以降、全面車両進入禁止とする。午前7時までに全てを準備し、車両は指定の駐車場に駐車すること。
- (8) 持ち込みテントの場合は、テントが動いたり転倒することのないよう、ウェイト等により固定すること。ただし、ペグや金具等により地面を損傷する固定方法は用いないこととする。

- (9) 販売は午後1時までとし、午後3時までに撤収すること。
- (10) 期日までに出店料が入金されないときは、出店を辞退したものとみなします。

#### 11. その他

- (1) 主催者は天災地変その他の不可抗力その他主催者の責めに帰しえない原因により、開催を中止することがある。主催者はこれによって生じた出店者、その他の損害については、責任を負わない。
- (2) 既に納付された出店料は還付しないものとする。ただし、実行委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) 主催者は、やむを得ない事情があるとき、この要項及び運営内容等を変更することがある。
- (4) この要項に記載していない設備等を要する場合は各出店者にて手配願います。
- (5) 備品については、店名表示板を主催者にて用意します。

## 火気取扱いに関する注意事項

- (1) ガスホースには必ずガスバンドを使用してください。
- (2) 劣化しているガスホースは使用禁止です。
- (3) ガスボンベは転倒防止の為、策を講じてください。
- (4) ガソリン式の発電機を使用する場合は必ず知識のある方が管理して使用してください。
- (5) 発電機は、周囲に火気や可燃物のない安全な場所かつ客や歩行者から離れた場所で使用してください。
- (6) 発電機は、使用前にガソリンを満タンにして使用することとし、途中での継ぎ足しは厳禁とします。
- (7) ガソリン携行缶の持ち込みは厳禁とします。
- (8) 1店舗につき1本は必ず規格に適合するもので使用期限内の消火器を設置してください。規格は別紙リーフレットを確認してください。(足利市では10型消火器を指導しています。)
- (9) エアゾール・スプレー式消火器は認めません。
- (10) ガスコンロ等の下には不燃性のものを敷いてください。
- (11) 家庭用ガスコンロは使用禁止です。
- (12) 消毒用アルコールは途中で容器への継ぎ足しは厳禁とします。火気から距離を話して設置し、管理してください。